

地域計画（本庄地区）

策定年月日	令和7年2月19日
更新年月日	令和8年9月10日 (第1回)
目標年度	令和10年度
市町村名 (市町村コード)	岩美町 (31302)
地域名 (地域内農業集落名)	本庄地区 (本庄、太田、河崎、新井、高山、広岡、恩志、二恩志、坂上)

注：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

()は変更前

区域内の農用地等面積（農業上の利用が行われる農用地等の区域）	157.5(157.6) h a
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	144.4 h a
② 田の面積	149.3 h a
③ 畑の面積（果樹、茶等を含む）	8.2(8.3) h a
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	19.6 h a
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	17.1 h a
（参考）区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	－ h a
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	－ h a
（備考） 地域内の遊休農地面積0.2ha（うち1号遊休農地(Aa)0.2ha） ※R6農業委員会利用状況調査による	

注1：①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2：②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積（現況地目）に基づき記載してください。

3：④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4：⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5：（参考）の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6：「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

平坦な農地の多い平地地域である。

営農形態に関しては、水田（水稻）中心の農業が行われており、転作作物としては飼料用稲、飼料用米、大豆、白ネギなどが栽培され、一部ビニールハウスを利用したトマト、アスパラガスなどの施設野菜の栽培も行われている。

そのような中、中小規模農業者、地権者の更なる高齢化や後継者問題が顕著になっていることに加えて、地域内には区画が小さい農地、水利や排水など条件の悪い農地も多くあることから、遊休農地化を防ぐため、持続可能な農地の利活用を進めることが必要となっている。

(3) 地域における農業の将来の在り方（作物の生産や栽培方法については、必須記載事項）

・農地の利活用については、今後5～10年の間は現状維持し、地域内の認定農業者や中小規模農業者及び地域外の認定農業者への農地集積及び地権者による継続的な耕作により農地管理を行うこととする。

・農地・農業用施設について、引き続き多面的機能支払交付金を活用し地域での適正管理を行っていくが、大規模な補修・改良については国庫補助事業等の活用も検討する。

・栽培作物等については、水稻を中心に主として飼料用稲、飼料用米等の作付けを維持していくこととし、白ネギについては作付け拡大を図ることとする。また、道の駅等での農産物の販売品目の充実および農業所得向上のため、新規参入者への支援も行いながらビニールハウスを利用した施設野菜の栽培品目の充実・拡大等を進める。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
引き続き、中間管理事業を活用して担い手となる農業者に農地集積・集約化を進めながら、担い手の農業経営に支障のない範囲で、地域内の中小規模農業者への集積も推進する。			
(2) 担い手（効率的かつ安定的な経営を営む者）に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	42.7	%	将来の目標とする集積率 53.9 %
(3) 農用地の集団化（集約化）に関する目標			
団地数の削減及び各団地面積の更なる拡大を図る。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組
・毎年、町、農業委員会、中間管理機構、農地の借受希望者で構成する農用地利用集積検討会を開催し、地域内農地の利用調整を行う。
・既存の地域内の認定農業者や中小規模農業者及び地域外の認定農業者間での農地の交換や畦畔除去等により集団化を図る。
(2) 農地中間管理機構の活用方法
・耕作権の権利設定については、すべて中間管理機構をとおして行う。また、担い手が譲受人となる売買については中間管理機構が実施する農地売買事業を活用する。
(3) 基盤整備事業への取組
・隣接する農地の畦畔除去等により水田の区画拡大を進める。
・補修の必要な農地・農業用施設については、多面的機能支払交付金の長寿命化事業などにより、必要に応じて更新・補修を行う。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組
町で地域おこし協力隊員を募集し、地域・農業者及び関係機関と連携して新たな担い手として育成する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
なし

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください）

☒	①鳥獣被害防止対策	☒	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	☐	④畑地化・輸出等	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	☒	⑧農業用施設	☒	⑨耕畜連携等	☐	⑩その他

【選択した上記の取組内容】

①鳥獣被害防止対策
 猟友会によるシカ、イノシシの捕獲を引き続き推進するとともに、被害防止のための電気柵、ワイヤーメッシュ柵の設置及び機能向上を進める。

②有機・減農薬・減肥料
 水稻を中心に畜産堆肥の施用、減農薬、減化学肥料の取り組みを進める。また、飼料用稲作付ほ場での耕畜連携による堆肥散布を継続して行う。

⑧農業用施設
 ビニールハウスを利用したトマト、アスパラガス等の施設野菜の栽培により農業所得向上を図る。

⑨耕畜連携等
 飼料用稲、飼料用米については、鳥取県畜産農業協同組合、JA鳥取いなばと連携し、安定した生産、供給を継続して行う。

4 地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置付ける者）

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			5年後 (目標年度：令和 10 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農	A	水稻、白ネギ	10.7 ha	ha	水稻、白ネギ	12.3 ha	ha	認農A	
認農	B	水稻、マコモタケ	13.4 ha	ha	水稻、マコモタケ	28.9 ha	ha	認農B	
認農	C	水稻、飼料用稲、 飼料用米、ソバ、	4.8 ha	ha	水稻、飼料用稲、 飼料用米、ソバ、	4.2 ha	ha	認農C	
認農	D	水稻、酒米、大豆、 小豆	38.5 ha	ha	水稻、酒米、大豆、 小豆	39.5 ha	ha	認農D	
利用者	A	水稻、飼料用稲	6.6 ha	ha	水稻、飼料用稲	6.6 ha	ha	利用者A	
利用者	B	水稻、飼料用米	7.9 ha	ha	水稻、飼料用米	7.8 ha	ha	利用者B	
利用者	C	水稻、飼料用稲	1.8 ha	ha	水稻、飼料用稲	1.8 ha	ha	利用者C	
利用者	D	施設野菜	0.2 ha	ha	施設野菜	0.2 ha	ha	利用者D	
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	8経営体		83.9 ha	0 ha		101.3 ha	0 ha		

- 注1：「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者（農協を除く）は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
- 2：「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
- 3：農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
- 4：作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
- 5：備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧（任意記載事項）

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図（別添のとおり）

7 基盤法第22条の3（地域計画に係る提案の特例）を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数（人）		うち計画同意者数（人・％）	
-------------	--	---------------	--

注1：「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2：「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3：提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

（留意事項）

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。